

さいたま市緑区の木デザイン及び区の鳥デザイン使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市緑区の木デザイン及び区の鳥デザイン（以下「区の木デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(デザイン)

第2条 区の木デザイン等の形状は、別に定めるさいたま市緑区の木デザイン及び区の鳥デザインマニュアルのとおりとする。

(使用できる者)

第3条 営利を目的とする場合を除き、何人も区の木デザイン等を使用することができ
る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不相当と緑区長が認めた場合

(使用手続)

第4条 営利を目的として区の木デザイン等を使用する場合には、あらかじめ区の木デザイン等使用承諾申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、緑区長に申請しなければならない。

- 2 緑区長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、区の木デザイン等の使用を承諾するものとする。
- 3 緑区長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは区の木デザイン等使用承諾通知書（様式第2号）を、当該承諾をしなかったときは区の木デザイン等使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(承諾内容の変更)

第5条 区の木デザイン等の使用承諾を受けた者（以下「受諾者」という。）が、承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、区の木デザイン等使用変更申請書（様式第4号）により緑区長に申請しなければならない。

- 2 緑区長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第3条各号のいずれかに該当する場合を除き、区の木デザイン等の使用の変更を承諾するものとする。

- 3 緑区長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは区の木デザイン等使用変更承諾通知書（様式第5号）を、当該承諾をしなかったときは区の木デザイン等使用変更不承諾通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 区の木デザイン等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) さいたま市緑区の木デザイン及び区の鳥デザインマニュアルによる区の木デザイン等を使用することを原則とすること。
 - (2) 事前に見本を提出すること。ただし、見本の提出が困難であると認められるものについては、見本を写した写真を提出すること。
- 2 受諾者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 第4条第2項及び第5条第2項の規定による承諾を受けた用途のみに使用すること。
 - (2) 四半期ごとに区の木デザイン等使用商品等販売状況報告書（様式第7号）を提出すること。
- 3 緑区長は、前2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、区の木デザイン等の使用について条件を付すことができる。

（権利設定の禁止）

第7条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 受諾者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（使用者の違反等に対する取扱い）

第9条 使用者（受諾者を除く。）が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、緑区長は、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

（受諾者の違反等に対する取扱い）

第10条 受諾者が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、緑区長は、その承諾を取り消すことができる。

- 2 緑区長は、前項の規定により承諾を取り消された受諾者に対して、区の木デザイン等使用承諾取消通知書（様式第8号）を速やかに交付しなければならない。
- 3 緑区長は、第1項の規定により承諾を取り消された受諾者に損害が生じても、その責めを負わない。

（補足）

第11条 この要領に定めるもののほか、区の木デザイン等の使用等に関する必要な事項は、緑区長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行する。